

< 広島市による支援 >

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者の皆さんへの支援策

融資

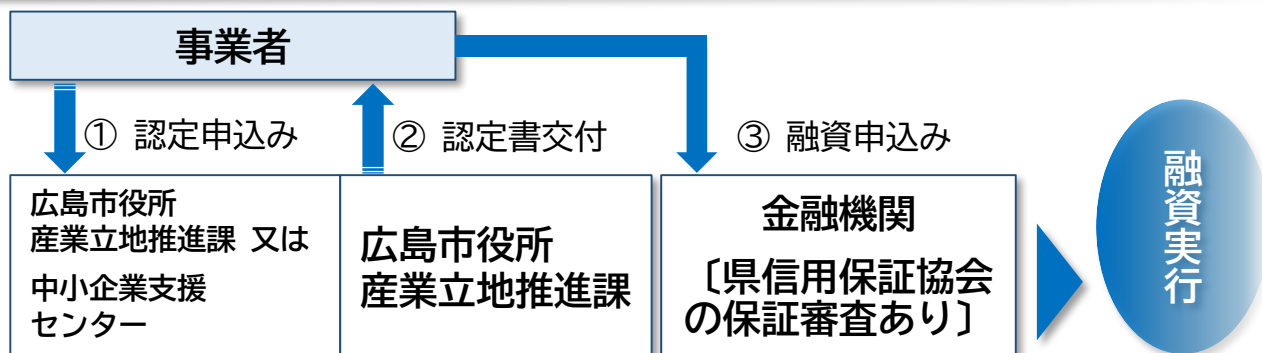
セーフティネット・危機関連保証

> 支援の内容等は次のとおりです。なお、金利や融資限度額等の詳細については下記までお問合せください。

認定条件

- セーフティネット4号 売上高が前年同月比20%以上減少 など
- セーフティネット5号 売上高が前年同月比5%以上減少 など
- 危機関連保証 売上高が前年同月比15%以上減少 など

融資までの流れ



※ 融資実行までの期間短縮のため、事前に取り扱金融機関にご相談されることをお勧めします。

必要書類

共通	個人事業者
○認定申請書	直近の確定申告書の写し等
○売上高確認票	法人
○委任状（必要な場合）	現在事項全部証明書

認定申請書等はこちらからダウンロードできます

広島市 { セーフティネット4号
セーフティネット5号
危機関連保証 } 申請書

検索

> 認定申請書等のダウンロードが困難な場合は下記までご相談ください。

お問合せ先

広島市役所 経済観光局産業立地推進課 [中区国泰寺町1-6-34]
☎ 082-504-2241

公益財団法人
広島市産業振興センター 中小企業支援センター [西区草津新町1-21-35]
☎ 082-278-8032